

平成 27 年度指定給水装置工事事業者制度に係る検討会 開催要綱

1. 趣旨

平成 8 年の水道法改正により創設した指定給水装置工事事業者制度（以下、「指定事業者制度」という。）については、厚生労働省が制度創設から 10 年を経過した平成 19 年に「指定給水装置工事事業者制度に関する検討委員会」を開催し、施行状況の把握と評価、課題と解決の方向を取りまとめ、「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について（平成 20 年 3 月 21 日、健水発第 03221001 号 水道課長通知）」により、指定事業者及び給水装置工事主任技術者に対する講習会等の実施、需要者への情報提供、指定取消しの処分基準の整備、適切な配管技能者の確保等について所要の措置を講じるよう求めたため、水道事業者や関係団体において、それらの取組みを進めてきたところである。

しかしながら現在においても、給水装置工事に関して水道事業者が指定事業者の所在確認が取れない、無届工事や不良工事など、一部の指定事業者に係るトラブルが依然として発生しており、厚生労働省に対しては、関係団体からは対策の実施の要望があげられ、また、厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 27 年 2 月 5 日開催）においても指定事業者制度の実態把握や評価とともに、今後のあり方等について検討を進めるべきとの意見が寄せられている。

そのため、厚生労働省健康局水道課は、「平成 27 年度給水装置の構造材質及び指定給水装置工事事業者制度に関する調査検討業務」を委託により実施し、その受託者である日本水道協会が、有識者の参加による本検討会を開催するものである。本検討会では、現行の指定事業者制度の問題点、課題等の実態を具体的に把握・評価し、また、その結果を基に今後の指定事業者制度についての課題解決の方向性や対策案について検討するものである。

2. 検討会の委員

- (1) 委員は、別紙のとおりとし、うち 1 名を座長とする。
- (2) 座長は委員の互選により選任する。
- (3) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

3. 検討事項

- (1) 指定事業者制度に関する現状について
 - ・指定事業者制度の概要の確認
 - ・指定事業者制度の具体的問題点の把握と整理
- (2) 指定事業者制度に関する課題について
 - ・解決すべき課題の設定
- (3) 課題解決の方向性について
- (4) 方向性を踏まえた対策案（概略）について
- (5) 取りまとめ

4. 検討スケジュール（予定）

第1回 平成27年5月中旬

- ・指定事業者制度に関する現状について

第2回 平成27年6月下旬

- ・指定事業者制度に関する課題について
- ・課題解決の方向性について

第3回 平成27年9月頃

- ・課題解決の方向性について
- ・方向性を踏まえた対策案（概略）について

第4回 平成27年11月から12月

- ・方向性を踏まえた対策案（概略）について
- ・取りまとめ

5. その他

- (1) 検討会は、業務受託者が開催する。
- (2) 検討会は、原則公開とする。ただし議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 検討会の庶務は、業務受託者において行う。
- (4) 本要綱に記載のないものについては、別途定めるものとする。

(以上)

平成27年度指定給水装置工事事業者制度に係る検討会委員名簿

	氏名	所属・役職
	伊藤 雅喜	国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官
	江郷 道生	公益財団法人給水工事技術振興財団 専務理事
	北野 守康	東京都水道局 給水部 給水課長
	楠 茂樹	上智大学大学院法学研究科 教授
	見城 美枝子	青森大学社会学部 教授
	小松 佳和	岡山市水道局 営業課 課長代理
	清水 かほる	(公社)全国消費生活相談員協会中部支部 支部長
	長岡 裕	東京都市大学工学部 都市工学科 教授
	古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科 附属水環境制御研究センター 教授
	松井 正孝	一般社団法人住宅生産団体連合会 建築規制合理化委員会 WG 座長
	渡辺 皓	全国管工事業協同組合連合会 副会長
	11名	

(敬称略 五十音順 所属・役職は委嘱時のもの)